

第15号様式(第18条2項関係)
(届出先)
横浜市

産業廃棄物継続搬入届出書

安定型
(石綿含有を除く)

年 月 日

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1 公共
2:市以外の公共	2 民間
3:中小企業者	
4:大企業	
5:処分業者	

①届出者(排出者)

住所

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

印

電話 ()

②

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を ○で囲んでください。	2 卸売業		
	3 工業・その他業種	人	万円

横浜市産業廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

③発生場所	所在地							
	名称	電話 ()						
④種類、荷姿、形状及び計画量、処分回数	160 廃プラスチック類 (石綿含有を除く)	ばら、袋、その他()	t/年	台/年				
	161 ゴムくず	ばら、袋、その他()	t/年	台/年				
	162 金属くず	ばら、袋、その他()	t/年	台/年				
	163 ガラスくず及び陶磁器くず (石綿含有を除く)	ばら、袋、その他()	t/年	台/年				
	164 がれき類 (石綿含有を除く)	ばら、袋、その他()	t/年	台/年				
		ばら、袋、その他()	t/年	台/年				
運搬主体	⑤-1 収集運搬業者	所在地						
		名称						
	連絡先	電話 ()	電話 ()	電話 ()				
	許可番号	第 号	第 号	第 号				
	⑤-2 自己運搬	車両番号及び車両重量	kg	kg	kg	kg	kg	

⑥横浜市の処理施設	所在地	横浜市南区南本牧4番地					
	名称	南本牧産業廃棄物最終処分場					
⑦横浜市指示欄	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで					
	搬入番号	号					

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。
- 上記の指示に従い搬入してください。

受 付

産業廃棄物継続搬入届出書 附属書

■処分料金

産業廃棄物の種類	処分費用単価
燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥（建設汚泥を除く）	1 kgにつき 15円50銭
・ 廃石膏ボード	
・ 自動車等破砕物（いわゆるシュレッダーダスト）	
・ 廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る）	
・ 廃容器包装（固形状または液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの）	
・ 鉛蓄電池の電極（不要であるもの）	
・ 鉛製の管又は板（不要であるもの）	1 kgにつき 13円
・ 廃ブラウン管（側面部に限る）	
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず、がれき類（上記の廃棄物を除く）	
建設汚泥	

- 南本牧廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- 施設の処理能力は埋立容量が4,270,000m³で面積が21haです。
- 流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- 他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- 搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- 搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- 万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取ります。

■ 搬入する廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

石綿含有産業廃棄物があります。

■ 搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程など

■ 搬入廃棄物の数量根拠

自社搬入します。

- 一般廃棄物収集運搬許可車両（一般廃棄物収集運搬業の許可を併せ持つ場合に限る）を使用しません。または、一般廃棄物収集運搬業の許可を有していません。
- 原則として一般廃棄物収集運搬許可車両（一般廃棄物収集運搬業の許可を併せ持つ場合に限る）を使用しますが、下欄の理由により使用する場合があります。

今年度内に届出書を提出したことがある。（工事の場合は同一工事に限る。）

搬入番号：

届出書及び届出書添付書類の内容と搬入物の内容に相違はありません。